

1. 件 名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（203）」
2. 日 時：平成29年7月5日 10時00分～11時30分
3. 場 所：原子力規制庁 18階B会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、大浅田安全規制調整官、名倉安全管理調査官、江崎安全審査官、大塚安全審査官、田口安全審査官、竹内安全審査官、田尻安全審査官、津金安全審査官、永井安全審査官、中村安全審査官、日南川安全審査官、正岡安全審査官、三井安全審査官、吉村安全審査官、穂藤保安規定係長、千明技術研究調査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：石坂常務執行役員（発電管理室長）

北川執行役員（開発計画室） 他11名

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電株式会社から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「第3条 設計基準対象施設の地盤」に係る液状化の可能性に関する検討方針及び「第5条/第40条 津波による損傷の防止」等について、提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

<鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁の杭構造形式及び設置ルートの変更について>

- 防潮壁の杭の支持性能は岩盤の支持力のみで確保できることを整理して説明した資料を提出すること。
- 堆積層の変形を考慮した上で、津波防護機能を確保できる防潮堤の構造成立性について整理して説明した資料を提出すること。
- 検討中の内容及びその提示スケジュールを整理して説明した資料を提出すること。
- 防潮堤背面の地盤高さの嵩上げについて、期待する機能及び津波防護施設としての位置付けを整理して説明した資料を提出すること。
- 既往の地盤調査データを踏まえた上で、防潮堤の変更ルートにおける地盤調査計画を具体的に整理して説明した資料を提出すること。
- 液状化強度特性を仮定した杭の構造成立性の確認については、液状化による影響が大きいと想定される防潮壁の代表位置の断面を選定して検討した資料を提出すること。
- 防潮堤のルート変更に伴う地盤の安定性評価について、まずは追加する断面位置やその選定理由等の全体像を整理して説明した資料を提出すること。
- 防潮堤の設置ルートの変更前と変更後の距離を示した資料を提出すること。
- 過剰間隙水圧比コンター図について、各層の地質構成が区別できるよう示すとともに、コンターレンジの配色についても工夫した資料を提出すること。
- 過剰間隙水圧比コンター図にある杭のモデルに、杭の曲げ軸力及びせん断力の照査位置を示した資料を提出すること。
- 地盤調査の不確定性に対し、構造成立性を確認する上での保守性の考え方を整理して説

明した資料を提出すること。

<液状化の可能性に関する検討方針について>

- 目次は説明内容や論理展開を考慮し、先行サイトの資料も参考にして、構成を再検討した資料を提出すること。
- 3. 1 1 地震後の当該敷地の状況については、事実関係を整理し、それに基づき施設への影響を仮定するなど、施設の評価にどのように反映するかを整理して説明した資料を提出すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁の杭構造形式及び設置ルートの変更について
- ・ 東海第二発電所 審査会合における指摘事項に対する回答方針一覧表（液状化の可能性に関する検討方針について）